

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

研究開発領域

研究開発プロジェクト事後評価

評価報告書

平成26年3月6日

独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 研究開発プロジェクトの事後評価の目的	3
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発領域の概要	4
1-5. 評価方法	8
2. 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域	
研究開発プロジェクト事後評価	9
2-1. 「在宅医療を推進する地域診断標準ツールの開発」(カテゴリーⅠ)	
研究代表者：太田 秀樹 (医療法人アスミス 理事長)	9
2-2. 「新たな高齢者の健康特性に配慮した生活指標の開発」(カテゴリーⅠ)	
研究代表者：鈴木 隆雄 (独立行政法人国立長寿医療研究センター研究所 長)	15
2-3. 「ICTを活用した生活支援型コミュニティづくり」(カテゴリーⅡ)	
研究代表者：小川 晃子 (岩手県立大学社会福祉学部 教授/地域連携本部 副 本部長)	20
2-4. 「セカンドライフの就労モデル開発研究」(カテゴリーⅡ)	
研究代表者：辻 哲夫 (東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授)	25
【参考資料】	
参考1：検討経緯	31
参考2：戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)の実施に関する規則	32

1. 評価の概要

科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則」（平成25年10月31日 平成25年規則第118号）に基づき、「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域の研究開発プロジェクトの事後評価を実施した。

1-1. 評価対象

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域（領域総括：秋山 弘子／東京大学 高齢社会総合研究機構 特任教授）において、平成22年度に採択され、平成25年度に終了した研究開発プロジェクト（別表）を評価の対象とした。

（別表）

採択年度	カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
平成22	I	在宅医療を推進する地域診断標準ツールの開発	太田 秀樹	医療法人アスミス 理事長	3年間
		新たな高齢者の健康特性に配慮した生活指標の開発	鈴木 隆雄	独立行政法人国立長寿医療研究センター 研究所長	3年間
	II	ICTを活用した生活支援型コミュニティづくり	小川 晃子	岩手県立大学社会福祉学部 教授／地域連携本部 副本部長	3年間
		セカンドライフの就労モデル開発研究	辻 哲夫	東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授	3年間

（*）カテゴリーについて

カテゴリー I：社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの

（研究開発のあり方や科学的評価のための指標等の体系化など）

カテゴリー II：社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について、その実証まで行おうとするもの

1-2. 研究開発プロジェクトの事後評価の目的

研究開発プロジェクトの事後評価は、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会が実施した。評価委員会の構成員は以下の通りである。

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会委員

役職	氏名	現職（平成26年3月時点）
委員長	吉村 洋	公益財団法人仙台市産業振興事業団 理事・FWBC 推進本部長／仙台フィンランド健康福祉センター 研究開発館 副館長
委員	井上 由起子	日本社会事業大学 専門職大学院 ビジネスマネジメントコース 准教授
委員	小田 利勝	神戸大学 名誉教授
委員	勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長／コミュニティソーシャルワーカー
委員	加藤 伸司	東北福祉大学 総合福祉学部 福祉心理学科 教授／社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター センター長
委員	黒川 由紀子	上智大学 総合人間科学部 心理学科 教授
委員	小山 剛	社会福祉法人長岡福祉協会 理事・評議員・執行役員／高齢者総合ケアセンターこぶし園 総合施設長
委員	丹波 史紀	福島大学 行政政策学類 准教授／うつくしまふくしま未来支援センター 地域復興支援部門 部門長兼地域復興支援担当 マネージャー
委員	藤井 博志	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科 教授
委員	藤森 克彦	みずほ情報総研株式会社 社会保障・藤森クラスター 主席研究員
委員	安村 誠司	福島県立医科大学 医学部公衆衛生学講座 教授／放射線医学県民健康管理センター 副センター長

1-4. 研究開発領域の概要

研究開発領域の設置期間は、平成 22 年度から平成 27 年度（領域の事後評価期間も含む）の 6 年間としている。本領域には、開始時点で 1 つの研究開発プログラム「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」を設置し、複数のプロジェクトを実施することで領域における研究開発を推進する。領域運営の責任者として領域総括を設置し、研究開発領域のマネジメントを行っている。また、領域総括に対し専門的助言を行う領域アドバイザーを設置している。

研究開発領域の目標と概要については、以下のとおりである。

1-4-1. 研究開発領域の名称・領域総括

研究開発領域名：「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

領域総括：秋山 弘子（東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授）

1-4-2. 研究開発領域の目標

本研究開発領域で達成しようとする目標は以下の通りである。

- (A) 高齢社会に関わる問題について、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的根拠に基づき分析・把握・予測し、広く社会の関与者の協働による研究体制のもとに、フィールドにおける実践的研究を実施し、その解決に資する新しい成果（プロトタイプ）を創出する。
- (B) 高齢社会に関わる問題の解決に資する研究開発の新しい手法や、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的に評価するための指標等を、学際的・職際的知見・手法に基づき体系化し提示するための成果を創出する。
- (C) 本領域の研究開発活動を、我が国における研究開発拠点の構築と関与者間のネットワーク形成につなげ、得られた様々な成果が、継続的な取り組みや、国内外の他地域へ展開されることの原動力となること、また多世代にわたり理解を広く促すことにつなげる。

なお、本領域におけるコミュニティとは、行政区、学区等に限らず、共通の目的、価値に基づいて活動する人々の集まりや、企業、コンソーシアム等の団体、関連する職種等のコミュニティに関わる現場も対象とする。

1-4-3. 研究開発領域の概要

(1) 研究開発領域の設立経緯および必要性

我が国は、2025 年には 65 歳以上の人口が総人口の約 30%を超えられている。75 歳以上の高齢者の急激な増加が特徴的であり、特に都市部における増加が顕著となり大きな地域差が生じることが予想されている。このような状況においては、起こり得る問題の予測は非常に困難であり、現在我が国がおかれている現状を正確に把握し、問題点を洗い出し、対策の検討に向けた研究開発の実施が急務となっている。

高齢社会に関する研究開発は、これまでも国や民間の各種研究開発助成等を受けて実施されてきたが、現実社会における課題解決に向けて行う実証実験を伴った研究開発には適しておらず、また研究開発の規模として自然科学系分野が大きなウェイトを占めており、人文・社会科学系分野の参画が少ないという状況である。具体的な社会の問題の解決に資する成果を得るという観点からみると、必ずしも十分とはいえない。

高齢社会に関する問題は、従来の学問体系における個別の分野に特化した研究開発だけでは対処しきれないものではない。高齢者自身の心理状態、身体状態、社会的立場等をも考慮するべく、学際的かつ分野横断的な視点を持つ取り組みが求められる。これらに加え、研究者と現場の関与者との連携の下で、問題解決に向けて分野横断的に研究開発を推進する仕組みを整備し、現実の社会における問題の解決に資する具体的な技術や手法等の実証を伴った研究開発へ繋げていくことが必要不可欠である。

また、高齢社会の様態や、地域、コミュニティの現場における具体的な問題は日本全国一律ではなく、都市部や過疎地等の地域特性、多様なコミュニティの特性に応じて、課題を整理し、それに基づく社会システムを構築していく観点も重要となる。このため、適切に地域やコミュニティの現場を設定した上で社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について実証を行い、その成果を広く共有していくことも重要であり、これによって、さらに効果的な高齢社会の先進モデルの構築につながると考えられる。

独立行政法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）では、社会における様々な具体的な問題の解決のための仕組みを構築するとともに、異分野の研究者間、研究者と現場の関与者間の協働を進め、実証を伴った研究開発の実績を積み重ねることによって、新しい社会的・公共的価値の創出に貢献してきた。こうした背景を踏まえ、高齢社会に関する問題についても、社会技術研究開発センターがこれまでのノウハウを十分に活かすことで、その解決に向けた取り組みを効果的・効率的に進めていくことが可能と思われることから、同センターが進める戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）において「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」という研究開発領域を設定し、研究開発を推進することとした。

これらの背景を鑑み、本領域では、高齢社会の問題解決にあたって、複数分野にわたる視点をバランス良く併せ持ったプロジェクトを公募した。プロジェクトが達成しようとする成果は、何らかの知識を得ることに留まらず、社会の問題の解決に資する具体的な成果であることを求めた。

公募にあたっては、領域としての目標を達成するためのアプローチとして、あらかじめ2つの異なるカテゴリーを設定した。領域の3つの研究開発目標（1-4-2参照）に対して、カテゴリーⅠのプロジェクトの成果は（B）、カテゴリーⅡのプロジェクトの成果は（A）の達成を目指すものである。また、カテゴリーによらず全プロジェクトを含む領域全体の活動として（C）の達成を目指すものである。応募者には、応募の段階で以下に掲げるカテゴリーⅠ、カテゴリーⅡのどちらへの提案かを予め明示することを求めた。

カテゴリーⅠ：2～13 百万円未満／年 社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの （研究開発のあり方や科学的評価のための指標等の体系化など） カテゴリーⅡ：20～30 百万円程度／年 社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について、その実証まで 行おうとするもの
--

(2) 研究開発プロジェクト・プロジェクト企画調査・実行可能性調査等

本研究開発領域で平成22年度から平成24年度までに採択した研究開発プロジェクトは、以下の通りである。プロジェクト企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間調査を行ったものである。実行可能性調査は、研究開発プロジェクトとしての実行可能性を1年間で調査し、その結果に基づき、あらためて採択・不採択についての評価を行うことを条件としたものである。

<平成22年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
Ⅰ	在宅医療を推進する地域診断標準ツールの開発	太田 秀樹	医療法人アスミス 理事長	3年間
	新たな高齢者の健康特性に配慮した生活指標の開発	鈴木 隆雄	独立行政法人国立長寿医療研究センター 研究所長	3年間
Ⅱ	ICTを活用した生活支援型コミュニティづくり	小川 晃子	岩手県立大学社会福祉学部 教授／地域連携本部 副本部長	3年間
	セカンドライフの就労モデル開発研究	辻 哲夫	東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授	3年間

<平成22年度採択研究開発プロジェクト企画調査>

研究開発プロジェクト企画調査	研究代表者	所属・役職 (調査終了時点)	企画調査期間
自立高齢者の健康維持・増進と社会参加・社会貢献を包括するプログラム指針の検討	佐藤 真一	大阪大学大学院 人間科学研究科 教授	6ヶ月間
生涯現役高齢者が支える縮退都市の再活性化に関する企画調査	佐藤 俊郎	株式会社環境デザイン機構 代表取締役	6ヶ月間

＜平成23年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (平成26年3月時点)	研究開発期間
I	社会資本の活性化を先導する歩行圏コミュニティづくり	中林 美奈子	富山大学大学院 医学薬学研究部 准教授	3年間
II	「仮設コミュニティ」で創る新しい高齢社会のデザイン	大方 潤一郎	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授	3年間
	高齢者の虚弱化を予防し健康余命を延伸する社会システムの開発	新開 省二	地方独立政法人東京都健康長寿医療センター 研究所 研究部長	3年間
	高齢者の営農を支える「らくらく農法」の開発	寺岡 伸悟	奈良女子大学 文学部 人文社会学科 准教授	3年間
	高齢者による使いやすさ検証実践センターの開発	原田 悦子	筑波大学 人間系心理学域 教授	3年間

＜平成24年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (平成26年3月時点)	研究開発期間
I	高齢者ケアにおける意思決定を支える文化の創成	清水 哲郎	東京大学大学院 人文社会系研究科 特任教授	3年間
	認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発	成本 迅	京都府立医科大学大学院 医学研究科精神機能病態学 講師	3年間
II	健康長寿を実現する住まいとコミュニティの創造	伊香賀 俊治	慶應義塾大学理工学部 教授	3年間
	広域避難者による多居住・分散型ネットワーク・コミュニティの形成	佐藤 滋	早稲田大学理工学術院 教授 / 総合研究機構都市・地域研究所 所長	3年間
	認知症予防のためのコミュニティの創出と効果検証	島田 裕之	国立長寿医療研究センター 老年学・社会科学研究センター 自立支援開発研究部自立支援システム開発室 室長	3年間
	2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術 ※1	小川 全夫	特定非営利活動法人アジア・エイジング・ビジネスセンター 理事長	3年間

※1 平成24年度に実行可能性調査として採択され、1年間の調査期間の後、領域における評価を経て、平成25年度に研究開発プロジェクトとして採択された。研究開発期間は、実行可能性調査の期間を含めて3年間。

<平成24年度採択実行可能性調査>

実行可能性調査	研究代表者	所属・役職 (調査終了時点)	調査期間
2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術 ※2	小川 全夫	特定非営利活動法人 アジアン・エイジング・ ビジネスセンター 理事長	1年間

※2 平成25年10月から研究開発プロジェクト「2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術」として採択され、平成27年9月まで研究開発を実施予定。

1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティー」の両面から評価することとしている。今回の事後評価では、評価委員会は、平成22年度に採択され、平成25年度に終了した研究開発プロジェクトについて、「ピアレビュー」、すなわち当該研究開発領域に係る専門家としての専門的観点からの評価と「アカウンタビリティー」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価を実施した。

評価にあたっては、本評価のために研究代表者が作成した「事後評価用資料（非公開）」「研究開発実施終了報告書（公開）」、研究代表者によるプレゼンテーション・質疑応答及び評価委員による意見交換を基に行った。

2. 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」 研究開発領域 研究開発プロジェクト事後評価

【平成22年度採択（平成25年度終了）研究開発プロジェクト】

2-1. 「在宅医療を推進する地域診断標準ツールの開発」 （カテゴリーⅠ）

研究代表者：太田 秀樹（医療法人アスムス 理事長）

2-1-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、成果は得られたが限定的であると評価する。

本プロジェクトでは、地域包括ケアシステム構築を常時意識しながら、在宅医療普及推進に向けた地域の基礎情報を明確に示し、具体的な介入に向けた指針となるような地域診断標準ツールを開発することを目指した。

地域包括ケアシステムの構築が求められる中で、在宅医療普及推進に向けた地域の基礎情報を明確にし、具体的な介入に向けた指針となる「在宅医療を推進する地域診断標準ツール」の開発は、極めてタイムリーであり、社会的意義は大きい。地域フィールド調査の知見から抽出した基本版ツールの7つの評価領域は多面的な領域が設定されており、在宅医療に関わっているプロジェクトメンバーの経験値と現場からの視点が活かされていると思われる。

一方で、「評価項目候補」の抽出の考え方、選定方法が妥当なのかという点は疑問であった。選定のプロセス、特に「基本版ツール」において、統計的手法を用いて評価項目を絞る前にどのような項目が検討されたのか、明示すべきであった。「発展版ツール」では、更なる調査項目を提示し、それぞれの地域における各ステークホルダーを対象とした調査を促してはいるが、調査において誰がどのように支援できるのかが不明であるので、調査手順等のマニュアル化等を今後の発展形として検討されるとよいのではないかと。

作成された「在宅医療を推進する地域診断標準ツール」は、自地域の姿や傾向を把握することができるということでは利用価値があると思われる。しかし、特に「基本版ツール」の診断結果で示される地域の在宅医療普及推進に向けた基礎情報によって、在宅医療推進の課題が明らかになり、それらに対応する方策を講じる指針として利用者に受け入れられるかどうかといえ、現時点では限定的と言わざるを得ない。納得感をもって利用者に受け入れられるかどうか、いくつかのケースで確認をとるとよかったのではないかとと思われる。特に本プロジェクトが取り上げた在宅医療の先進地域とされることの介護・医療の関係者や組織、行政の活動が、この診断ツールで説明できるかが問われるのではないだろうか。

在宅医療の推進には、「基本版ツール」では捉えきれないが考察されるべき個々の事情や要因が多々あるということは、このプロジェクトの関係者自身も認識しているからこそ、「発展版ツール」の提案がなされていると思われる。それは、研究代表者からの報告で「地

地域診断結果から、その地域の強み・弱みを把握し、地域の実情と重ね合わせることで、各評価領域の関係性を考慮し、実際の介入活動へつなげることが、本『基本版ツール』の活用において最も望ましいものだといえる。その際、診断結果のみから考察するのではなく、地域の実情をしっかりと把握したうえで、照らし合わせながら、具体的な介入策を模索することが肝要である」と述べられていることにも表れている。

この地域診断標準ツールの開発のねらいは、「市区町村を代表する地方自治体における効率的な地域包括ケアシステム構築に向けた初期段階の調査、指針作成の労力を省くことが可能になる」点にあると考えるが、今後、想定される利用者に使ってもらい意見を聞いたり、他のものと合わせていくなどしながら、研究成果のさらなる検証と修正を加えることによって、指標の有用性や信頼性を高め、地域での積極的な活用がなされるようになることを期待する。

2-1-2. 項目別評価

2-1-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは適切・妥当であったと評価する。

在宅医療普及推進に向けて「地域診断標準ツール」を開発・提供することは、本研究開発領域における目標（B）¹に合致している。Aging in placeを実現するうえで、生活の場で最期まで、全人的で包括的な機動力のある医療・介護の提供を促進することは重要な課題であり、その実現に向けての施策は各地域のコミュニティや自治体に課せられている。具体的な一步を踏み出す上で、現状把握、即ち、地域の弱み強みを評価し、具現的企画を立案することは重要であり、「地域診断標準ツール」はその活動に資するものといえる。病院完結型でなく、生活モデルを基盤としたコミュニティの評価を加えようとする試みは領域目標に対して適切といえる。

一方で、地域診断を進める際の「評価項目候補」の抽出の考え方、選定方法が妥当なのかという点では疑問とすることがある。在宅医療普及状況を端的に表す指標として採用されている「在宅看取り率」の指標としての信憑性の評価も重要と考える。「基本版ツール」は在宅医療を推進するための地域の力の概略を7つの評価領域ごとに可視化させるものであり、可視化のエビデンスとして統計分析の結果を重視し、「在宅看取り率」と相関の高い評価項目を抽出している。しかし、在宅医療の概念と直接には関連性の少ない評価項目も選定されていることには、今後利用する人にとって納得しにくい点があるのではないだろうか。指標を定めるにあたって、容易に入手可能な項目・データの中から統計的に「在宅看取り率」との相関の高い項目が選択されているが、統計的に関連が強いと見られる指標が必ずしも具体的な介入の指針につながりうるとは限らず、実情把握のレベルに留まっている。そのため、「基本版ツール」で地域診断を行っても、それらの指標によって描かれる自地域の姿は把握できても、その結果に基づいて、何をどのようにすれば、自地域の在宅

¹ 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域の目標（B）：高齢社会に関わる問題の解決に資する研究開発の新しい手法や、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的に評価するための指標等を、学際的・職際的知見・手法に基づき体系化し提示するための成果を創出する。

医療がどの程度まで向上するかを推測（判断）できないのではないだろうか。

このツールが市町村等にとって使いやすいか、使いたくなるかどうかといったユーザーの視点からの検討を含めたアプローチは十分ではなかったと思われる。在宅医療の先進地域とされる場所が多く紹介されているが、基本版や発展版の地域診断ツールの有効性や妥当性をそれらの事例で検証することも必要であろう。今後は、開発したツールをいかに活用し、それが終末期医療を含む今後の日本における在宅医療のあり方への政策的な提言につなげられるのかの方策を示していくことも課題であろう。

評価項目の多様性、データ収集の困難さから、当初予定していた一元化されたツールではなく、容易に収集できるデータによる「基本版ツール」と、質的調査に重きを置いた「発展版ツール」に分ける方法を採用している。量的データと質的データの双方から事象を分析する視点はよく、アプローチの変更によって、前者を「在宅医療の推進度をチェックする指標」として量的データで診断し、後者を「在宅医療を推進するための具体的なアクション」として定性的データで記述するという手法を採用したことは適切であったと思われるが、定性的なデータの記述については、今後、より深い考察を期待したい。

2-1-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトにより得られた成果は、当初想定していた社会問題の解決に部分的に貢献した、貢献しうるが限定的であると評価する。

本プロジェクトにより得られた成果は、「在宅医療を推進する地域診断標準ツール」及びそのマニュアルということになるが、自治体など地域がこのツールを実際に活用しうるかどうかは不明であり、現時点では社会における効果・効用は限定的であろうと考える。診断指標に対する根拠の信頼性が高ければ、地域包括ケアの推進に高く貢献しうるが、提案された指標の抽出の妥当性に若干の疑問が残るという意味では、現時点では実験的段階であるといえる。

7つの評価領域については、「在宅医療」「在宅介護」のみならず、「入院医療」「市町村行政」「地域連携」「コミュニティ」「利用者の意識」まで、多面的な領域を設定しており、地域包括ケアシステム構築の上でも今後参考になるのではないかと考える。入院医療（退院調整支援）、市町村行政、利用者の意識まで含めている点は重要であり、現場からの視点が活かされている。

他方、「基本版ツール」は納得感をもって利用することが難しい面があるように思われる。評価領域においては、地域包括ケアシステム構築を意識しているのであれば、その5つの要素（すまいとすまい方、生活支援、保健・予防、介護、医療）への対応を考慮することが重要であると考えられる。例えば、「生活支援」が設定されていないが、配食サービスなども独居高齢者の在宅医療を推進する上で重要な柱となると考える。また、「在宅看取りと関連する可能性はあるが介入困難な項目」として「面積・人口密度・高齢化率」が「統制変数²⁾」として取り上げられているものの、「地域を多角的に可視化させる」ことを目指したことを考えると、「すまいとすまい方」への対応として、世帯構成や住居の所有形態などの分析も

²⁾ 統制変数（コントロール変数）：想定している独立変数以外に従属変数との関係性が想定される変数（余剰変数）の影響を取り除くために、多変量解析において用いられる変数。ただし、必ずしも関係性が「ある」わけではない。簡単に言えば、想定している独立変数以外の変数は全て統制変数となりうる。

今後の検討要素としてよいのではないか。

各領域で抽出された項目についても、その妥当性に疑問を感じる項目がある。例えば、研究プロジェクト自身が指摘しているように、「コミュニティ」の評価領域の項目の「公民館・図書館数」は自治体の了解や整備方針に結び付きにくい。これらの指標の妥当性の説明や他の指標の再設定を実践現場の検証と診断から施策化するプロセスを明示することによって、活用が普及するものと思われる。

本プロジェクトの目標はツールの開発であり、その指標の予測妥当性の検証はこれからであろう。更なる地域特性評価や具体的な介入プランの作成のためには、「発展版ツール」の項目に従って、各ステークホルダーを対象とする調査が必要であり、この調査の質の向上には単なるマニュアルではなくて、地域の実情に沿った指導が必要となると思われる。この点で誰がどのように支援できるのかが不明であり、この部分のサポートを提示していないと効果は限定的にならざるを得ないだろう。

研究代表者がネットワークを活かして、現場からの視点を重視されて、研究を進められたことを評価したい。一方、地域包括ケアシステムは、住民、医療福祉事業体、自治体という3つのプレイヤーによって運営されており、全体を束ねるのは自治体であるため、利用者として想定される自治体関係者などに「基本版ツール」の評価項目をみてもらって、納得感を得られる指標となっているかどうか、ヒヤリングの機会があるとよいのではないかと思われる。

2-1-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトにより得られた成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に部分的に貢献した、貢献しうるが限定的であると評価する。

これまで、医療分野に限らず、生活困窮問題を扱う分野などで「地域診断」として指標作りがなされたことがあるが、成功しているとは言い難くその研究開発は遅れている。その困難性にチャレンジしたこと自体、今後のこの領域における研究方法の参考となる。現在のコミュニティの問題は、一定のエリアで区切ることや問題の個別性と多様化のため、把握が困難である。その中で、「地域課題そのものと課題解決に向けた社会資源の両側面から地域を多角的に可視化させること」を目指し、実用可能かつアクション志向の地域診断ツールを目指したチャレンジは高く評価できる。既存の概念にとらわれず、今日の社会情勢に応じた新たな発想で取り組むことは重要である。

しかしながら、「基本版ツール」は、利用可能なレベルに達しているかという点、疑問に思われる。「基本版ツール」の内容・診断結果を想定される利用者が納得感を持つことができるかを確認できていない点が課題となる。

在宅医療普及推進状況を評価する指標として「在宅看取り率」を採用し、地域間の格差を可視化している点は新規性があり、代替指標を見出すのが難しい中では、この指標を採用し、地域間の違いなどを多角的に分析した点はよいと考える。ただし、本プロジェクトが「在宅看取り率」による在宅医療の推進状況の把握の限界を指摘しているように、「在宅看取り率」は、死亡場所が在宅であった人の割合であり、必ずしも、生活の場で療養していた人の割合とは限らないという点は留意すべきであろう。

また、「在宅看取り率」に影響する指標の絞り込みに関しては、報告書ではその経緯の説

明が不足しており、疑問とする点があった。例えば、「在宅看取り率」には、その地域の高齢者の単身世帯比率が大きく影響している可能性が高く、高齢者の単身世帯比率は、「介入が困難な項目」といえるが、「高齢単身世帯比率」が報告書では具体的に述べられていなかった。本件については、「高齢世帯率（高齢者独居、高齢夫婦）」は検討しており、多重共線性の観点から、指標として「高齢化率」に絞り込んだ経緯があるとの説明が別途あった。ただし、プロジェクトで検討された「高齢世帯率」は、「高齢者独居率」と「高齢夫婦世帯率」を合計した数値である。これは、「高齢単身世帯」と「高齢夫婦世帯」においては、介護をする同居人が世帯内に存在するかどうかという点での大きな差異により、「在宅看取り率」に影響をもたらす可能性がある。そこで、「高齢単身世帯比率」を単独で検討する必要があったのではないかと考える。また、指標の絞り込みの経緯に関しては、報告書へのより詳細な記載が望ましい。

2-1-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、部分的に適切であったと評価する。

医療・介護の現場をよく知る実践的な活動の従事者が積極的にプロジェクトを実施する体制が組まれたことは、プラスの影響をもたらしたと思われる。ブレインストーミングを重ねる中で、ツール自体も基本版、発展版に展開するなど状況変化に適合させており、管理運営は「計画／実行／評価（自己評価）」のサイクルを適切に回していたと考えられる。

一方で、医療・介護分野の統計を豊富に扱ってきた研究者をもう少し加え、研究開発全体から技術的な助言をもらうなどしたら、「基本版ツール」の「評価項目候補」群の抽出の方法論などにおいても、一層の工夫や検討がなされたかもしれない。本プロジェクトの成果である診断ツールは、PDCA でいうと開発した（Do）の段階であり、今後、フィールドでの検証（Check）へと移る段階であると考えられる。

領域の活動への貢献としては、医療法人としての現場を持ちながらの研究開発であるため制約は否めないものの、プロジェクトメンバーがシンポジウム等に積極的に参加しようとする姿勢は評価できる。

2-1-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）と、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、人材育成の観点、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、費用対効果は妥当であると評価する。

既存のデータの収集と解析が中心になるようなこの種の研究には、資料の収集と整理に多くの人手と時間が必要であることは理解できる。また、研究代表者が実践を行っている地域における連携体制は確実に向上したと思われる。しかし、ツールの意義・必要性は十二分に理解しているが、果たして、利用者が納得感をもって活用できる指標になっているか、やや疑問を感じる。「基本版ツール」によって得られるレーダーチャートからどこに介入していくべきかの指標は得られるが、どのように介入していくかは、「発展版ツール」の評価項目に従い各ステークホルダーへの調査が必要となる。この調査の質の向上には単なるマニュアルだけでなく実情に沿った指導が必要となると思われる。研究成果のさらなる

検証・修正を図り、社会問題解決のための貢献をしていくことを期待する。

2-1-2-6. 特記事項

地域包括ケアシステムに関しては、現在、「日常生活圏域」を単位としたデータや介護保険データ等を指標化したり活用したりする動きがあるが、医療に関してはあまりない中で、本プロジェクトの試みは、各自治体が地域包括ケアに関わる指標をどのように作っていけばよいのかを考える機会となるのではないだろうか。

本ツールについては、想定される利用者（保健所における担当者、保健師、地域包括ケアシステム構築の主体となる市町村の担当部署、地域包括支援センター等）に利用を呼び掛けていき、現場の見方なども参考にしながらバージョンアップしていく必要があると思われる。そして、発展版ツールの今後の展開に結び付けて欲しい。また、医療・介護の統計を豊富に扱ってきた専門家の意見もさらに聞いていくことで、指標の信頼性・有効性を高めていけるように思う。本研究開発プロジェクトで得られた知見や手法は、極めて貴重であり、今後の成果の活用・展開は、この成果を元に新たなプロジェクトとして進めることを是非検討して欲しい。

在宅医療環境の整備運用は今後ますます重要な案件となるが、国の制度設計にも依存し、医療保険や介護保険の財政問題とも密接に関連するため、都道府県の医療政策、市町村の保健福祉計画作成時に連動させることや、省を超えた提携や問題解決が必要であると考え

2-2. 「新たな高齢者の健康特性に配慮した生活指標の開発」 (カテゴリー I)

研究代表者：鈴木 隆雄（独立行政法人国立長寿医療研究センター 研究所長）

2-2-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、十分な成果が得られたと評価する。

本プロジェクトの目標は、近年の高齢社会の進展・変化やコミュニティの中での活動を視野におき、現代高齢者の健康状態の高さや活動状況のレベルに合致した、新しい活動能力指標を作成することである。

本研究の成果は、「老研式活動能力指標」では測れない高度な「生活機能」に関する評価を可能にしたことである。超高齢社会となった日本において、「新活動能力指標（JST 版）」で想定する 4 つの因子（社会参加・新機器利用・情報収集・生活マネジメント）から測る指標は、現在の高齢者に対する評価をより実態に近づける科学的アプローチとして欠かせないものとなるであろう。高齢者の自立・社会参加は、高齢化の進む日本にとって極めて重要な課題であり、高齢者の活動能力を科学的に分析できる指標は、課題解決に向けた基盤になりうる点で社会的意義が大きい。老研式指標と統合して、一元的評価が可能であることも実証的に示されており、学術的意義も大きい。

他方、本プロジェクトでは統計的有意性から地域差も検討に加えてはいるが、「社会参加」「新機器利用」「情報収集」など、地域間格差（都市、地方）による影響が懸念される項目があることや、本プロジェクトメンバー自身も認識しているように、高齢者本人の活動能力ではなく、それを取り巻く社会的変化によって新活動能力指標そのものの有用性が低下することが予測される。現在の項目を最終形とせず、実際に使ってみる中で検証を続け、必要であれば項目に修正を加えていくことによって、期待される効果を発揮していくことになると思われる。さらなる指標の整備をしていくことを期待したい。

2-2-2. 項目別評価

2-2-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定は明確であり、その目標の達成に向けたアプローチは十分適切・妥当であると評価する。

本プロジェクトは、高齢者の自立生活への手立てを科学的に構築するため、高齢者の自立能力を見極める正確かつ効果的な活動能力指標の作成を目標とした。新しい指標作成という目標は明確であり、本研究開発領域の目標（B）³と合致している。これまで世界的に

³ 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域の目標（B）：高齢社会に関わる問題の解決に資する研究開発の新しい手法や、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的に評価するための指標等を、学際的・職際的知見・手法に基づき体系化し提示するための成果を創出する。

知られている「老研式活動能力指標」は、現代の高齢者の実情に合わせた高いレベルの活動機能の測定にはそぐわない面がみられる。現代の高齢者のより高い活動能力を評価できる新しい指標を作成することの必要性は高く、社会的な期待は大きい。

新しい指標の開発に向けて、適切な研究メンバー構成により、科学的かつ信頼のおける手順を踏まえ、明確で適切な研究のロードマップが構築されていた。「新活動能力指標 (JST 版)」の開発に向けて、当該領域の専門家の見解やプロジェクトメンバーによる概念討議、高齢者に対するインタビューなどから、新しい活動能力の概念化を行った上で、高齢者のサンプルデータを用いて尺度の標準化を行い、全国の高齢者に共通な指標を確立した。オーソドックスであるが、着実に新指標の開発を行うプロセスを踏んでいることが理解でき、アプローチ自体は適切であったと考える。

また、本プロジェクトの訪問調査の参加率が 6 割程度であったことから、高齢者の代表サンプルとして扱うことが難しいと判断し、「参加者の自立度 (総合的移動能力) 別」に標準値を策定することで問題解決を図っている。「社会参加」「新機器利用」など従来の老研式にない項目を設定するなど社会情勢に配慮した適切な対応であったと考える。

2-2-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトにより得られた成果は、当初想定していた社会問題の解決に貢献した、貢献しうると評価する。

妥当性が検証された新しい指標が作成され、それが社会で活用できるものであるということがある程度明確になった点で、大きく社会貢献しうると考える。高齢者の活動能力を科学的に分析できる指標は、介護予防・孤立予防のツールに使えるなど、高齢者の自立した生活の継続に向けた課題解決の基盤になりうる。特に、前期高齢者の健康及び社会参加に関する施策に対する基礎指標の提示が可能になることの意義は大きい。研究面においては、今後の予測妥当性の検証次第であるが、諸研究の基礎的な根拠を与えることができる。老研式活動能力指標の尺度構成と一元化した指標 (尺度) としても使用可能であるという点でも、当初の予想以上の成果をあげているといえる。

他方、今後、実際に新たな指標を使ってみてどの程度有用なのかを確認していく必要があるだろう。いくつかの指標は、特定のライフスタイル、知的能力との関連性の高さを想定させるものとなっており、ICT の開発や高齢期の就労意欲の高まりからみて、比較的早く有用性が下がることも予測され、軽微な修正が必要と思われる。また、統計分析による比較検討は試みられてはいるが、より詳細に都市部と地方の格差がどの程度あるかなど検証を重ねていくことも必要であろう。例えば、町内会・自治体活動や地域のお祭りや行事などが活発ではない大都市圏では、必ずしも「できる／できない」という「能力」よりも、地域に「あるか／ないか」を尋ねることになってしまうのではないかと。今後指標を使っていく中で、更なる検証をしていく必要があるのではないかと。

アウトリーチ活動については、本研究は評価尺度の制定と提案であり、未完成のうちには対外的な活動が制約されることはやむを得ない。「新活動能力指標 (JST 版)」を今後の標準として周知し、広く運用を図ることが肝要であろう。他のプロジェクトでの運用展開や今後の広報活動に注力願いたい。

得られた成果は、今後、地域支援事業、介護保険事業、生活困窮者事業など各種のプロ

グラムを評価する指標や、社会福祉行政施策立案のための地域高齢者の診断ツールとして利用できる可能性は大きい。産業界・ビジネス分野においては、大きな消費者層である高齢者の生活活動度を評価して消費活動を推定でき、商品やサービス開発にも有用と思われる。

2-2-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトにより得られた成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献した、貢献しうると評価する。

従来は、高齢者の高度の生活機能は「老研式活動能力指標」では測定できず、高齢者の健康度の改善に伴い、大半の高齢者が「同程度の高いレベル」としてしか評価できなくなっていた。これまでの先行研究の蓄積や課題もふまえながら発展させ、老研式と統合可能で、より高レベルの能力測定を可能とする指標を開発したことは、今後の老年学等の高齢者研究において、学術的・技術的にも高い貢献が期待できる。他方で、尺度を構成する4つの下位因子（社会参加、新機器利用、情報収集、生活マネジメント）が、いずれも活動「能力」を指しているのか疑問とするところもある。それらは活動「能力」というよりは、活動領域や活動内容、興味・関心などであり、社会経済的地位や地域の文化の反映とも言えるものも多い。また、男女別の標準値による検討はされているものの、実行可能な能力を持ちながらも、性差による家庭内の役割分業から影響する項目もあると思われる。したがって、この尺度で高齢者個々の活動「能力」の水準を判断したり比較したりすることは必ずしも適切とは言えないのではないだろうか。

新しい指標（尺度）の開発により、地域のより生活機能の高い高齢者の分布、要因やレベルを確認することが可能になった。人口動態から見ても、高齢者となる団塊の世代の積極的な社会参画も期待されるであろうことから、社会参画に関する指標も加えた「生活機能指標」の設定は、今後の新しい高齢者向けの取り組みや施策、社会システム構築の提案に関する有用な評価手段として貢献するものと思われる。

「老研式活動能力指標」の改定に関する大きな取り組みは他には見当たらない。「老研式活動能力指標」がいわゆる「手段の自立度」を評価していたのに対し、本成果は社会的・文化的な側面からも「生活機能」を評価しうる尺度を設定したところに新規性が認められる。また、新規性をふまえつつも、現代の社会状況の発展・変化に合わせた指標の見直しの必要性を自らも理解されている点は、今後の研究開発の継続の上で大事な観点である。

老年学、福祉工学の専門家や、EU代表部、地域高齢者に対して本尺度の周知や意見交換を通じて活発な議論が行われており、国際的にも関心をよぶ内容といえる。全国での使用との並行作業はやむを得ないが、ピアレビューのある日本語の学術雑誌での採択、掲載がまだされておらず、早急に取り組む必要があると考える。

2-2-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、十分適切であったと評価する。

研究開発実施者は、国立長寿医療研究センターと東京都健康長寿医療センターのメンバーが大半を占め、実績のある機関に所属する研究者の参加により、新たな指標の開発に適切な体制が組まれている。プロジェクトメンバーは、この研究領域の十分な知見と能力を

持っており、機関をあげての精力的な取り組みがされたという点で、研究開発の基盤が備わっていたと言える。

また、研究開発の協力者・関与者として、高齢者の「IT 機器利用」「就労」「社会貢献・参加」「社会交流と活動」など各分野の専門家を呼んで、講演と指標作成のための情報提供を受けている。個々の分野の専門家から意見を聞く体制も適切だと思われる。

社会状況の変化に応じた活動能力指標を開発するために、3回の調査を通じて候補項目の通過率を確認している。研究開発当初からの調査設計がしっかりしており、適切な手続きと方法に基づきながら実施している様子が見え、概ね当初の計画通りに、プロジェクトが進められてきたものと思われる。

領域内の他のプロジェクトの中で、プロジェクトの効果を測定するために、新指標の活用が有効なものもあるだろう。今後、領域内にこの指標について情報提供をしていくことも有益と考える。

2-2-2-5. 副次的貢献

老研式活動能力指標の年次比較（コホート比較）によって、ここ30年間に高齢者の生活機能（高次の活動能力）は改善していたことが確認されたことにより、「新たな高齢者像」が生み出される可能性が広がった。また、より高次の活動能力を持つ高齢者を把握できることで、今後の高齢者の社会参加・社会貢献を促す可能性も広がることは、副次的貢献として挙げられる。

2-2-2-6. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）と、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、人材育成の観点、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、費用対効果は高いと評価する。

「老研式活動能力指標」を約30年ぶりに改訂・改良し、高齢社会に適応した評価指標を設定することは、今後の高齢社会システム構築や福祉行政施策立案等にとって、有意義な科学的アプローチの手段を提供するうえで、貢献度は大きいと考える。予算規模からすればそれほど過大ではなく、生活機能指標の作成の段階での高齢者全国サンプル調査などの調査に用いられた費用に対する効果は妥当と考える。新しい指標は高齢者の活動能力指標として様々な研究で使われる可能性がある。指標の一層のブラッシュアップと今後の展開に期待したい。

2-2-2-7. 特記事項

本プロジェクトで作成された指標を用いることで、今後も高齢化が進行し、特に、団塊の世代が高齢者になる社会における高齢者の役割や、社会に貢献可能な高齢者の発掘につながるなどの可能性を秘めている。その点で、今後の要介護者数の増加を食い止める可能性を含め、将来の貢献が期待できる。

新しい指標の項目の中には、地域特性（都市部・農村部）や、個人の社会的背景（経済的状况など）が強く関連すると想定されるものもあり、さまざまな特性のある集団・地域での適用が必須であると考えられる。また、場合によっては、「メール」や「ビデオ操作」とい

った用語の表現や地域性や文化的な面に関わる尺度の表現を、普遍的な表現に落とし込むことなどの見直しを次の段階で考慮されるとよいのではないだろうか。さらに、この指標がより有効的に活用されるように、応用例を示すなどして積極的に展開して欲しい。

本プロジェクトのチームは、研究組織として完成したものであると考えるが、尺度開発の専門家、社会学系、疫学系などの専門家を含めたアドバイザー組織が本尺度の社会での適用に関わっていくと、より良い成果が得られると考える。社会環境は急激に変化し、価値の多様化とともに社会的な格差が広がる中で、本研究に限らず、「指標」自体の信頼度やその活用方法の在り方、また、その指標を社会的に生かす「媒介」組織との連携の在り方等を多領域のチームの中で検討することも必要であろう。

2-3. 「ICT を活用した生活支援型コミュニティづくり」 (カテゴリーⅡ)

研究代表者：小川 晃子（岩手県立大学社会福祉学部 教授
／地域連携本部 副本部長）

2-3-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、一定の成果が得られたと評価する。

「ICT を活用する見守り」は企業や団体から種々の提案があるが、複雑なセンサー管理やシステム化を要求し、見守る側の見地から構築され、利用者である見守られる側の意志が伝わっていないものが多いのが実情である。本プロジェクトでは、能動的かつ平常通報が可能な「おげんき発信」という ICT の見守り機能を基盤として、他の見守りツールも取り入れながら、「みまもりセンター」の設置や地域の民生委員や「まごころ宅急便」などの民間事業者との連携により、多重的な生活支援型コミュニティの形成につなげその有効性を示している。岩手県の 4 つの地域での実践的な見守りシステム構築と生活支援サービスによるコミュニティづくりは大きな成果を上げ、具体的な実装に繋がっている。

新規の技術の導入ではなく、すでに導入されている ICT 活用のシステムに生活支援機能を組み合わせることにより地域資源をうまくつなぎ、必要なシステム構築に尽力していることは高く評価できる。他のハンディキャップ層への展開や、他地域におけるシステム導入、事業活動との連携なども期待でき、この点でも汎用性が高い研究開発と言える。

一方で、効果測定においては、「フォーカスグループインタビュー」などによる質的検討は取り入れているが、高齢者自身の評価、生活支援機能の組み合わせのもたらす効果の評価方法に関して、さらに検証が必要であろう。また、他の地域への実装を試みる際には、どのようなプロセスで、オペレーションも含めてどの程度の費用がかかるのかという点での試算を示していくことも今後必要と思われる。また、すでに成果移転に取り組んでいるタブレットやスマートフォンなどの端末利用に限らず、日進月歩で進化している他の ICT 機器や情報・通信技術との比較も深めていく必要があると考える。

さらに、今後大都市圏でも独居高齢者の増加が予想され、地域の互助機能が弱い大都市圏でもどの程度有効性のあるものか、検証が必要だと思われる。そのためにも、本プロジェクトの「ICT を活用した生活支援型コミュニティづくり」の方法論の他地域への普及・定着に向けた成果の分析がなされることを期待する。

2-3-2. 項目別評価

2-3-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定は明確であり、その目標の達成に向けたアプローチは適切・妥当であったと評価する。

本プロジェクトは、高齢者の社会的孤立防止と見守り体制の構築をめざし、従来から実装されてきた「おげんき発信」に「頼みたい」ボタンを新設するなど、より能動的に機能

させ、高齢者の生活支援に対応できる情報の流れとコミュニティにおける支援体制を構築し、持続可能な仕組みを地域に実装していく課題として展開された。ICT を活用した高齢者の見守りという領域から、さらに地域福祉の構築をも目指すものといえ、ICT の枠だけにとらわれない積極的な目標設定として評価できる。

本研究開発領域の目標に沿って、フィールドにおける実践を上手く活用したアプローチをとっており、岩手県で郊外スプロール型、ニュータウン型、都心型、過疎・高齢化進展型の地域特性を選定してコミュニティ状況の違いによる取り組みの検証をしている。研究代表者が蓄積してきた地域のネットワークを活かしており、従来の「産官学」の連携にコミュニティ・市民を加えた取り組みを行っていることも評価できる。

また、コミュニティの変化について、当初、質問紙調査で高齢者個人と地域の変化の両面を量的に測定することを検討していたが、中間段階において、フォーカスグループインタビューによって地域の変化を面的に捉えることに切り替えた。質的な評価と関係者間の合意形成によるアクションプランの策定は有意義に動いたと思われる。アクションリサーチ委員会との連携や、領域総括のスーパーバイズをふまえながら修正を行っていることもうかがえる。

平成 23 年 1 月の雪害、3 月の震災により、研究を継続する上で難しい時期があったと思われるが、領域総括を含めた検討により、期間の延長、2 つの重点フィールドの再設定等、適切に対応している。プロジェクトの取り組みによる成果が、災害からのコミュニティの再構築や被災者の見守り体制の構築につながった点も評価できる。また、独居高齢者や認知症高齢者の増加から、「緊急通報システムとおげんき発信の一体化」「人感センサーとおげんき発信の併用」などを実験しており、社会情勢の変化等を踏まえて多様な検証を行っている点も適切な対応である。しかし、本プロジェクトは、単なる ICT を使った安否確認による見守りのシステム化だけでなく、地域の互助機能の再構築に実証的に取り組んだものだとして理解している。これまでも同種の研究や地域の社会福祉事業での様々な見守り活動は実施されてきているが、有効性が確認されつつも事業化されていない要因の分析をしていくことも重要であるので、今後検討していただきたい。

2-3-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトにより得られた成果は、当初想定していた社会問題の解決に貢献した、貢献しうると評価する。

「高齢者の孤立防止と見守り体制の構築」という点において、単に生命の安全や緊急時の対応という従来型の安否確認の発想ではなく、高齢者一人ひとりが能動的に自分の健康や安全を発信するという発想はこれまでにないものとして評価できる。「おげんき発信」を起点として地域のインフォーマルなネットワークの構築に発展していくプロセスは興味深く、社会に提示していく意義が大きいと思われる。ICT 活用という切り口ではあるものの、買い物支援などの多重的な生活支援型コミュニティの形成に発展しうることが示されていて、総合的な高齢者支援のプラットフォームにもなり得る。

岩手県では、前提条件の異なる 4 つのフィールドで実施しており、地域特性に応じたシステム構築が可能であることを明らかにしている点で汎用性が高い。このプロジェクトのように、地域特性に応じたサブセンターの機能を吟味しながら、各地域における生活支援

方策について地域住民の納得と理解を得ることができれば、地域に応じた仕組みとして定着するものと思われる。震災以降、仮設住宅など被災者への見守り体制の構築においても役割を果たしていることも評価できる。

アウトリーチ活動は、メディアなどへの周知も含めて適切かつ十分に行われており、対象の4地域では積極的な取り組みがなされている。地域の資源（社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、社会福祉法人、町内会、企業等）を活かすことは研究終了後の自立的な活動継続には必要であり、プロジェクトチームによる管理運営から地域資源による管理運営に至るプロセスが意図されている点も好ましい。また、フォーカスグループインタビューから、高齢者支援連絡会などさらなるネットワークの形成に繋げている。

今後、民間の事業活動と連携を図りながら、自治体が高齢者の見守り体制の構築を図る上でも参考になり得るだろう。さらに、高齢者だけではなく子どもや障害者など、他の見守りが必要な対象者への展開も考えられ、その波及効果が期待できる。

また、本プロジェクトでは「おげんき発信」に、従来はなかった夜間・休日の運用体制をつくり、24時間365日相談できる体制として「みまもりセンター」を設置することの有用性も明らかにした。しかし、このような見守り体制にかかる人件費は、どのようなツールを用いても必要となる可能性があり、他地域への適用を考えた場合、「みまもりセンター」の体制構築の面や費用面についての検討が課題であろう。

この事業を行政もしくは半官半民組織で行うのなら、公的費用で賄う対象は「見守って欲しくて、なおかつ、その必要性のある」人が対象となるであろうし、その定義が必要となる。本プロジェクトでは「コミュニティをつくる」ことに重点を置いているが、対象者を限定することが、コミュニティづくりにどのような影響を及ぼすかについてもより深い考察ができると、本プロジェクトの実証実験としてより意義のある成果が得られるのではないだろうか。すなわち、定義づけられた対象で事業を行うのか、あるいは、自費サービスを組み合わせることで対象を広げることがより効果的なのか、といった考察を今後期待したい。

2-3-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトにより得られた成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献をした、貢献しうると評価する。

本プロジェクトは、社会基盤の整備といった性格が強く、学術的な貢献の評価という点で、現時点では限定的と言えるかもしれないが、「おげんき発信」というシステムに生活支援機能を付与するとともに、生活支援の仕組みの構築に繋がった点が新規性のある点と言える。ICTシステムの個人への活用は、社会関係を希薄にし、孤立を促進させる弊害もあるが、本プロジェクトはむしろ地域組織化をセットにした普及とその効用を提起している。その点で、生活支援機能がどのように学術的・技術的に新たな価値を創造したかという評価をもう少し行っていただきたい。例えば、高齢者個人の健康などを含む評価の指標の開発などは、「おげんき発信」が、高齢者自身が支援を受ける客体としてではなく、自らが積極的・能動的に自らの健康や生活を維持・改善・向上させていくツールであるという観点に立てば、もっと学術的な評価を加えていける可能性があると思われる。

「おげんき発信」と「緊急通報システム」「センサー」の違いを、「能動的か受動的か」「平

常通報か異常通報か」という二つの軸で分類し、使い分けと一体化について評価をしている点は、学術的・技術的貢献だと思われる。工夫次第でこうしたシステムが通常の地域生活の中に定着することができることを示したのではないだろうか。そして、高齢者の機器の利用やシステムへの参加をめぐる課題についても議論の素材となりうる結果を得られたのではないだろうか。今後、他の ICT 機器との比較も深めてほしい。

研究開発領域の目標である「フィールドにおける実践的研究を実施し、その解決に資する新しい成果（プロトタイプ）を創出する」ことに関するアクションリサーチとして、学術的な発表に繋げることで更なる実践的研究の活性化が期待できる。アクションリサーチの方法論を確立する上で、本プロジェクトは検証材料になりうるものである。そのためにも、本プロジェクトの成果から、アクションリサーチの方法論の普遍化に向けた情報提供を期待する。

2-3-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切・妥当であると評価する。

従来から様々な取り組みを行っていた岩手県立大学が全学的に積極的に参加しており、従来の「産官学」の連携にコミュニティ・市民を加えた取り組みは評価できる。フィールド毎に種々の地域特性があるとはいえ、総合的には共通の課題が多いことを重視し、フィールド毎のグループ分けではなく全体として運営したことは賢明であった。多様な仕組みを地域に設けてそれらを有機的につなげており、チームワークの良さが成果から感じられる。

本プロジェクトは平成元年から系統的に実施されており、すでに第5次構想を有している。東日本大震災への対応、フィールドのニーズに応じた変更など、状況の変化に応じて学びがあり、その中から新たな工夫が取り入れられて行ったプロセスから、管理運営は適切になされていたといえる。

領域活動との関わりについては、平成 24 年度採択の伊香賀プロジェクトに協力し、「おげんき発信」の導入に向けた動きが始まっている。こうした連携は、双方のプロジェクトを深化させていくものとして、高く評価できる。

2-3-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）と、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、人材育成の観点、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、費用対効果は妥当であると評価する。

震災後の対応や4カ所の異なる地域での実践的な見守りシステム構築と生活支援サービスによるコミュニティづくりは具体的な実装に繋がっている。カテゴリⅡのプロジェクトの規模として、機器やシステムの構築なども含めて、地域での実証実験に費用がかかったと思われるが、それらから得られた種々の知見は、今後の高齢社会における ICT 活用方法等に役立ち、他地域での実践の指標となることが期待できることから、費用対効果は妥当であったと判断する。「みまもりセンター」の運用費用等、プロジェクト終了後の資金確保の方策も含め、持続可能な方法が示されるとよかったと考える。また、待機コストの概念、複数事業によるコスト分散、ビジネス分野との連携など、いくつかの方策を提示して

ほしかった。また、自治体の導入促進につながるような計画で行われると一層良かったのではないか。

2-3-2-6. 特記事項

「家庭で使用されている日常端末」に「日常的な利用＋緊急通報」を組み込むことが、従来の緊急通報システムのボトルネックを乗り越える鍵であることを、明確に打ち出すことができれば、事業化が急速に進むと思われる。事業化の手段は、介護事業（夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応）、在宅医療（健康チェック）、買い物支援（宅配業者によるビジネス）、集合住宅の付加価値サービスなどが想定され、これらで埋めきれない部分や地域については、行政の財政的支援措置が必要となるだろう。この枠組みを関係者が明確に意識するような情報提供がまずは必要である。

ただ、自治体において、本研究開発プロジェクトを実装していく際には費用対効果が説得力を持って説明される必要がある、この点は自治体の予算による高齢者やその他のハンディキャップ層への見守り支援体制の構築に展開をはかるための導入促進を促す国の財政措置が行われれば、広く展開をする可能性も有している。また、機器やシステムのハード面では進歩し続けるだろうから、利用や運用などソフトの面でこのプロジェクトで試みた手法や得られた知見を活かすことができる体制づくりを誰が／どこが責任を持ってやるかが、貢献が期待できるか否かを左右するであろう。

さらに、本プロジェクトは、比較的大きな都市部においてどの程度有効であるのかの検証も必須であると考え。その点で、農村部における社会実験の拡大は必要であると考え、同時に、都市部での適用も視野に入れた取り組みが求められる。従って、それぞれの地域特性に応じた「コミュニティづくり」を目指した「ICTの活用」のあり方を把握するための普遍的な手段、方法の確立が必要であろう。

2-4. 「セカンドライフの就労モデル開発研究」(カテゴリⅡ) 研究代表者：辻 哲夫(東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授)

2-4-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、十分な成果が得られたと評価する。

当初の本プロジェクトの研究開発目標は、(1)セカンドライフの生き方に合った働き方で、住んでいる地域の課題解決に貢献する「生きがい就労」事業モデルを創造し、持続的な事業運営を確立すること、そして(2)「生きがい就労事業」が就労シニアの健康や生きがい感、地域の人と人のつながり、経済・地域福祉財政にもたらす効果を検証することであった。

本プロジェクトでは、千葉県柏市(豊四季台団地及びその周辺地域が中心)を舞台に設定して、柏市役所、UR都市機構、東京大学、地域の事業者・住民などの関与者の協働によって、大都市近郊に住むいわゆる退職シニアに活動の場を提供している。当該地域を対象とした限定的な取り組みではあるものの、同様の環境下にある他の都市近郊での実施や全国普及する可能性のあるモデルを示しており、社会的貢献を果たし得ると考える。具体的には、「生きがい就労」事業開拓を進める際の事業選定のプロセス、セミナーなどによる高齢者への働きかけの方法、事業者と高齢者のマッチング、中間支援組織の重要性など、普遍的なポイントが適切にまとめられている。

本プロジェクトでは、研究メンバーが熱意をもって「生きがい就労」を開拓し、プロジェクト終了時点で、就労セミナーを通じて557名への啓発・紹介を経て約180名の高齢者に就労の場が提供された。これは、初期計画が優れていたことに加えて、地域住民と地域の事業者をつなぐ“活動のエンジン”となる「中間支援組織」の組成が極めて適切であったと考えられる。

学術的にも、今後アクションリサーチの方法論を確立する上で先行研究・検証材料として有益だと思われる。「生きがい就労事業」が地域社会に与える影響については、本プロジェクト設定期間の3年という短期間では効果検証はできず、高齢者の心理・社会的側面をアンケートの形で確認する計画に移行されたが、就労シニアに与える影響は実証的に考察されている。高齢者の働き方を創造する視点からは、若年者就労に影響のないであろう「ワークシェアリング」「プチタイム就労」という具体策で実施しており、これらも新規性が高い。

この種の「高齢者生きがい活動」支援に関し、地域事業者の参画を促し、地域高齢者の啓蒙・啓発のための自治体関与の重要性を明示できたことは評価できる。他方で、「生きがい就労」をすすめる実施体制を整備し今後全国に普及させていく上で、シルバー人材センターを「中間支援組織」として活用することが提言されているが、まずはその成果を期待したい。また、こうした取り組みを通じて、「中間支援組織」におけるコーディネイト業務の資質向上を図る上で、人材育成のための研修プログラムの実施等が今後の課題であろう。

2-4-2. 項目別評価

2-4-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定は明確であり、その目標の達成に向けたアプローチは十分適切・妥当であったと評価する。

本プロジェクトの目標は、「高齢者のセカンドライフの問題解決」にある。急速に高齢化が進む都市近郊において、高齢者の地域社会参加を促進することは重要な社会的テーマである。特に、現役退職をした団塊の世代、とりわけ男性の社会参加の手段として、退職後の生活スタイルに合わせた地域の課題解決に貢献する仕事（生きがい就労）を開拓することは、社会的な意義が大きい。

本プロジェクトでは、柏市役所、UR都市機構、東京大学、地域の事業者・住民などの関与者との協働・連携を図りながら、高齢者の新しい活躍の場所を積極的に開拓している。一地域でモデル的に実証研究を展開することで高齢社会におけるセカンドライフのロールモデルを提示するという点でも、これらは本研究開発領域の目標(A)⁴に沿うものである。

また、このモデルが他地域に伝播して一般化することを目的として「高齢者就労マニュアル」が作成された。具体的なプロセスを示すとともに、そこから普遍化できそうな要素を抽出するという目標を明確に持って取り組んでいる点や、プロジェクト終了後の組織や体制のあり方についての検討を加えている点も極めて適切であったといえる。

「生きがい就労」という新しい概念を提示したことは斬新であり、そのモデル開発のアプローチ、プロセスは適切であったと考える。その体制を構築する上で、自治体や事業者などと協働で取り組むためのプラットフォームとして柏市役所、UR都市機構、東京大学により組織化された「全体事業統括組織」という基盤があったが、このチームが「中間支援組織」となって事業開発を行うとともに、地域の高齢者に対してきめ細やかなコーディネート機能を果たしている。初期計画が優れていたことに加えて、研究メンバーが熱意をもって「生きがい就労」を開拓しており、この中間支援組織の組成が適切であったと考えられる。また、「福祉サービス」事業、「子育て」事業、「(学童)保育」事業の新たな就労事業も積極的に取り入れており、状況を見ながら適切に修正を行っている。

当初の目標の一つであった「経済・地域福祉財政にもたらす効果の検証」に関しては、この研究期間内での検証は難しい課題であり、今後の研究に期待したい。

2-4-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトにより得られた成果は、当初想定していた社会問題の解決に十分貢献した、貢献しうると評価する。

フィールドである柏市において約180名の生きがい就労を実現した。就労者の人数に関する評価は難しいが、このような仕組み作りと事業者開拓がコーディネーターを要として可能であることを示し、今後、柏市でさらに発展させる契機になったこと、更には他の都

⁴ 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域の目標(A)：高齢社会に関わる問題について、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的根拠に基づき分析・把握・予測し、広く社会の関与者の協働による研究体制のもとに、フィールドにおける実践的研究を実施し、その解決に資する新しい成果(プロトタイプ)を創出する。

市への展開の可能性を示唆できたことは、今後社会に貢献できる可能性が大きい。

政策課題への貢献という点では、国（厚生労働省）が掲げる「生涯現役社会」づくりの実践的なモデル地域の開発にも寄与し、具体例としての発信の役割を果たしている。

また、新たな就労のあり方とその可能性を示した点でも、社会的に極めて大きな貢献をしたといえる。本プロジェクトが示す「生きがい就労」は、高齢者の「生きがいと仕事」というニッチな領域であるが、その領域を明確にし、「社会参加＝まちづくり」の領域へと拡大したことには意義がある。特に高齢男性の社会的孤立対策としての意義も大きい。また、「プチタイム就労」のように、フルタイム労働の役割と重ならない新たな労働市場が創造される可能性がある。このことは、高齢者本人だけでなく、生活関連の事業者にとっても、近い将来の人口減少化による担い手不足を解消する一手段となりえるだろう。

無論、高齢者の就労の意義は、年金では生活が苦しくなるであろうという不安に対して、一時的に一定の現金収入を得る機会となりうる点や、高齢者の自立を促進して要介護状態になることを遅延させる可能性がある点など、様々に想定される。

「高齢者のセカンドライフの問題解決」に向けて、全国に普及する可能性のあるモデルを示しており、各地で高齢者の「生きがい就労」を始めるきっかけになりうると期待される。特に重要なのが地域での事業開拓であろう。この点は、本プロジェクトによって、事業開拓を進めるべき領域の特性や事業開拓のプロセス、セミナーなどによる高齢者への働きかけ、事業者とのマッチング、中間支援組織の重要性など、普遍的なポイントが適切にまとめられ、具体的な事例も示されており、他地域でも試行しやすい内容となっている。

他方で、本プロジェクトでは、種々の問題解決にあたって「東京大学高齢社会総合研究機構」が全面的にサポートしている。「ワークシェアリング」「プチタイム就労」は事業者開拓が必要であり、高齢者の意識改革につながるセミナーも大事な要素とされている。他地域への展開にあたっては、このようなコーディネーションを受け持つ人材養成や、仕事内容をプレイクダウンしてプチタイム就労にできるようにする仕組みをどのように構築するかが今後の課題といえよう。「シルバー人材センター」への移管や実装化の前に、更なる検討が必要ではないだろうか。

「高齢者就労マニュアル」は、①生きがい就労に適した仕事、②仕事の開拓、③就労希望者の募集、④就労支援、⑤採用後の就業、についてポイントがまとめられている。具体的な事例も紹介されており、他の地域でも活用できる可能性は高い。

また、自治体や企業の参画が非常に重要であることから、より関心を持ってもらえるような仕掛けがあると良いのではないか。例えば、企業の積極的な参画を促す方法や、市民活動の盛り上げ方など、自治体がこの事業に魅力を感じられるような内容となると良いと思われる。

アウトリーチ活動は、フィールドである柏市において、コミュニティに出向いて精力的に実施されている。市役所の協力を得て地域で積極的に事業開拓を行うと共に、7回の就労セミナーの開催で高齢者の掘り起こしと募集を図り、地域住民に対してきめ細やかなコーディネート業務を行い、地域に密着しながら取り組まれていた。さらに、「マニュアル化」による他地域への展開や、シルバー人材センターの組織的發展も期待できる。行政・大学・民間の協働が多くメディアで紹介されたインパクトは非常に大きく、柏市の地域への波及効果や、高齢者のセカンドライフのための取り組み全体への効果も期待できる。

2-4-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトにより得られた成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献した、貢献しうると評価する。

今後、アクションリサーチの方法論を確立する上で、本プロジェクトは先行研究・検証材料として極めて有益だと思われる。特に、マルチ・ステイクホルダー参画・協働の手法や、研究プロセスにおいてデータを収集して分析や理論化を図る一方で、学術的な知見だけを成果とするのではなく、他地域への汎用性を期待し就労支援マニュアルなどで普遍化のポイントを示したこと、高齢者の新たな働き方のモデルを形成したことなどは、学術的・(社会) 技術的貢献として一定の評価ができる。

また、本プロジェクトでは「生きがい就労」が就労シニアの運動機能、認知機能、社会・心理面に与える影響を実証的に考察している。しかしながら、対照との厳密な比較による評価までは到達しておらず、その観点からは科学的にその効果が実証されたとは言い難い。他方、「生きがい就労」による高齢者の認知能力の向上、生活習慣の改善、健康状態の向上の効果の可能性を示した点で学術的貢献はある。

高齢者の新たな働き方を創造する視点からは、①中間支援組織の創出と機能、②ワークシェアリングの導入、③プチャタイム就労の業務領域の開拓、が挙げられている。従来のシルバー人材センターで対応していない市場の創造、地域高齢者の啓発、研修事業の展開等を担う産学官の連携による「中間支援組織」機能を明確にし、その重要性を明らかにした点に新規性・独創性がある。この種のコーディネーションは、先行する障害者雇用支援やひきこもり等の若者支援と共通する内容が大きいので、これらの領域検証や比較があると、より普遍的に活用できるものと思われる。

2-4-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、十分適切であったと評価する。

柏市役所、UR 都市再生機構、東京大学高齢社会総合研究機構の三者により組織化された「生きがい就労事業開発チーム」が中心になって活動をしており、この「中間支援組織」の組成が極めて適切であったといえる。産学官の協働の中でも、特に官（自治体）の積極的な関与の意味は大きく、それにより事業者の参画を募れた点や市民参加にも繋がった効果は大きかったと思われる。他方で、高齢者の社会的（所得）格差、単身世帯化、現在の高齢者の意識等において、「生きがい就労」の社会的ニーズの量的予測や各自自治体でのアセスメント方法の開発等、社会学的、制度的研究を行う体制もあるとよかったのではないか。

プロジェクト終了時点で約 180 名の高齢者に生きがい就労の場が提供されたことから、研究開発は効率的・効果的に行われたと思われる。事業自体の評価はある程度の期間が必要であり制度化等の普及は次の段階であるが、今後継続される事業での改善が期待できる。

領域の活動への貢献としては、領域がアクションリサーチの方法論を確立していく上での「情報整理フォーマット」の作成にも寄与していることがうかがえ、研究開発領域そのものを発展させる上でも貢献しているといえる。加えて、JSTの「S-イノベ」の採択課題「高齢者クラウドの研究開発⁵⁾」と一部連携できたことも好ましいことである。

⁵⁾ JST/S-イノベ(戦略的イノベーション創出プログラム/高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの

2-4-2-5. 副次的効果

一般社団法人セカンドライフ・ファクトリーが設立されたことは副次的貢献であると考えられる。本事業をきっかけとして独自活動の展開につながったことは、期せずして研究開発目標の「この事業が生きがい感に与える効果」「地域の人と人のつながりにもたらす効果」への展開として意義があり、社会の中から有用な人材発掘にもつながったものと思われる。また、参画する機関や事業者間の横の連携の活性化は、このプロジェクトが種々の出会いの場を提供できていることの証左である。さらに、本プロジェクトが多数報道されたことは、「生きがい就労」が社会的な関心となり、国民が高齢者のセカンドライフ問題を考えるきっかけとなっている。これらの点は、副次的効果として高く評価できる。

2-4-2-6. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）と、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、人材育成の観点、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、費用対効果は妥当であると評価する。

産学官共同による各参加団体の機能を引き出し、「生きがい就労事業」を創出したことや、新たなコミュニティの形成、全国的な課題解決に向けたモデルと普遍化しうるポイントの提示などの成果・効果をあげている。研究に投入された費用と同程度が事業に従事した人達の対価となっているが、費用と就労実績の単純比較のみならず、地域で労働と消費が循環する仕組みとなっており、地域密着性が高い。

一方、同一エリアで複数の事業費を獲得しており、これは単に資金的に潤沢であるだけでなく、ヒトやナレッジが潤沢であったことをも意味していると思われる。他の地域への普及には人的資源の部分をもどのように克服するかについて検討がなされた上での提言が必要ではないかと考える。今後シルバー人材センターへの本研究成果の実装を行い政策実現する上では費用対効果を一層高める必要があり、その実現を期待したい。

2-4-2-7. 特記事項

本研究開発プロジェクトは、高齢期の働き方の一つのモデルを提示する上で、社会実験をともなった参考事例として大いに周知・広報されることを期待する。今後は、柏市だけでなく他の地域での汎用による展開など、事例を積み上げていくことも期待する。

本プロジェクトが東京大学と柏市での共同プロジェクトを前提に実施されている点で、社会への還元、つまり、他地域における同様の検証は決して容易ではないと考える。もともと学問的支援（東京大学のみならず、大学研究機関）がない地域や、積極的な街づくりに取り組んでいる市町村（例：柏市）でもないような、基盤がない地域での実施をどのようにするかは、本プロジェクトにおける開始時点での課題とは質的に全く違うものであることが想定される。「高齢者就労マニュアル」の他の地域へ伝播（一般化）は、それを用いて説明、支援できる人材が必須であり、それがなければマニュアルがあっても事業が始まらないことになりかねないので、人材育成が最大の課題であると考えられる。一般的な地域に

創成事業）採択課題『高齢者の経験・知識・技術を社会の推進力とするための ICT 基盤「高齢者クラウド」の研究開発』（小林正朋 日本アイ・ビー・エム株式会社、東京基礎研究所主任研究員・廣瀬通孝 東京大学情報理工学系研究科知能機械情報学専攻教授）

における「生きがい就労」についての調査研究を速やかに実施することが必要である。

社会的な仕組みとして実装していく上では、労働行政における高齢者就労のこれまでのあり方の総括も必要であり、本プロジェクトの成果が広く国民的議論となり、政策的な措置の判断材料になることを期待する。

このような新しい視点の「生きがい就労」の発想は、高齢者だけではなく、社会福祉協議会などが取り組む生活困窮者自立支援で、引きこもりなどでなかなか就労にたどり着けないと言われている人達の社会参加のプロセスや、稼働年齢層の生活保護者の就労にも十分に応用できるものがある。シルバー人材センターの事業というより、就労を地域全体でデザインし、地域づくりの一環として位置付けていくことも重要であろう。事業を開拓してプチタイム就労にブレイクダウンする仕組みや、コーディネーター人材の養成などは、シルバー人材センターがそのような機能を担うのは難しいと思われるので、自治体の地域就労支援事業などの構想の中で進めることの提案や、NPO等の活動として別途考えていくことも必要と考える。

検討経緯

平成25年度第4回「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

平成26年1月10日

議事：

1. 評価対象課題プレゼンテーション
2. 総合討論

平成25年度第5回「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

平成26年3月6日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則

	(平成17年7月8日 平成17年規則第70号)
改正	(平成18年11月22日 平成18年規則第72号)
改正	(平成19年4月11日 平成19年規則第75号)
改正	(平成19年11月28日 平成19年規則第117号)
改正	(平成22年4月14日 平成22年規則第88号)
改正	(平成23年3月28日 平成23年規則第38号)
改正	(平成23年4月20日 平成23年規則第88号)
改正	(平成23年5月25日 平成23年規則第91号)
改正	(平成24年3月30日 平成24年規則第97号)
改正	(平成25年3月27日 平成25年規則第61号)
改正	(平成25年10月31日 平成25年規則第118号)

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条－第4条）

第2節 社会技術研究開発主監等

第1款 社会技術研究開発主監（第5条－第9条）

第2款 社会技術研究開発主監会議（第10条－第11条）

第3節 運営アドバイザー委員会（第12条－第18条）

第2章 事業の実施方法

第1節 研究開発領域の推進（第19条－第21条）

第2節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの推進（第22条・第23条）

第3節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの推進（第24条・第25条）

第4節 研究開発成果実装支援プログラムの推進

第1款 研究開発成果実装支援プログラムの実施（第26条－第30条）

第2款 ガバナンスボード（第31条－第37条）

第5節 領域アドバイザー（第38条－第41条）

第3章 事業の評価

第1節 通則（第42条－第46条）

第2節 研究開発領域に係る評価

第1款 研究開発領域の評価（第47条－第50条）

第2款 研究開発領域における研究開発プログラムの評価（第51条－第55条）

第3款 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価（第56条－第60条）

第4款 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価（第61条－第63条）

第3節 サービス科学プログラムに係る評価

第1款 サービス科学プログラムの評価（第64条・第65条）

第2款 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価（第66条－第69条）

第3款 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価（第70条・第71条）

第4節 政策のための科学プログラムに係る評価

第1款 政策のための科学プログラムの評価（第72条・第73条）

第2款 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価（第74条―第77条）

第3款 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価（第78条・第79条）

第5節 実装支援プログラムに係る評価

第1款 実装支援プログラム（公募型）の評価（第80条―第83条）

第2款 実装支援プログラム（成果統合型）の評価（第84条―第87条）

第6節 領域・プログラム評価委員会（第88条―第95条）

第4章 事業の運営及び報告等（第96条―第99条）

第5章 雑則（第100条・第101条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この規則は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 事業は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することを目的とする。

（社会技術研究開発主監会議及び評価委員会の設置）

第3条 事業に係る研究の実施に関する重要事項について調査審議するため、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に社会技術研究開発主監会議を置く。

2 事業に係る評価を行うため、センターに第19条、第22条及び第24条に規定する研究開発領域又は研究開発プログラム毎に評価委員会（以下「領域・プログラム評価委員会」という。）を置く。

（顧問及び参与）

第4条 センターがセンターの運営のために必要があると認めるときは、センター顧問及びセンター参与を置くことができる。

2 センター顧問及びセンター参与の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

第2節 社会技術研究開発主監等

第1款 社会技術研究開発主監

（目的及び設置）

第5条 事業に関し、その改善に資するため、機構に社会技術研究開発主監（以下「研究開発主監」という。）を置く。

（任務）

第6条 研究開発主監の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の制度、運営、評価等に関し、必要な事項の調査を行い、理事長へ提言すること。
- (2) 事業の専門的重要事項について、事業を担当するプログラムディレクター（以下「プログラムディレクター」という。）の求めに応じて提言すること。

（委嘱）

第7条 研究開発主監は、学識経験等のある者のうちから、理事長が委嘱する。

（任期等）

第8条 研究開発主監の任期は、原則として2年間とする。ただし、任期が3事業年度にわたる場合は、最終事業年度の末日をもって任期満了とする。

2 研究開発主監の再任は妨げない。

（秘密保持義務）

第9条 研究開発主監は、機構の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2款 社会技術研究開発主監会議

（任務）

第10条 第3条第1項に定める社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）は、プログラムディレクターの求めに応じ、次に掲げる事業に関する重要事項について調査審議する。

- (1) 研究開発領域及び研究開発領域に属する研究開発プログラムの設定及び改廃並びに領域総括の選定及び変更に関すること。
- (2) 研究開発プログラム（研究開発領域に属するものを除く。）の設定及び改廃並びにプログラム総括の選定及び変更に関すること。
- (3) 研究開発成果実装支援プログラム（成果統合型）プロジェクトの選定に関すること。
- (4) その他事業の推進に係る重要事項

（会議の構成、招集及び運営）

第11条 会議は、事業における研究開発主監及びプログラムディレクターで構成する。

- 2 会議に議長を置き、プログラムディレクターが務める。
- 3 会議は、議長が招集する。
- 4 議長は、必要に応じて構成員以外の専門アドバイザー及び外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3節 運営アドバイザー委員会

（目的及び設置）

第12条 センターの運営全般に関し、社会技術研究開発センター長（以下「センター長」という。）の求めに応じ、有識者より意見を聴取し、運営の改善に資するため、組織規程（平成15年規程第2号）第9条の規定に基づき、センターに運営アドバイザー委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（任務）

第13条 委員会は、センター長の求めに応じ、センターの運営全般について意見を述べることを任務とする。

（構成）

第14条 委員会は委員20人以内で組織する。

- 2 委員会に委員長及び委員長代理を置く。
- 3 委員長は委員の互選により選任し、委員長代理は委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(委嘱)

第15条 委員は、有識者のうちから、センター長の要請に基づき理事長が委嘱する。

(任期)

第16条 委員の任期は、原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱等することができる。また、委員が任務を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

(秘密保持義務)

第17条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金等)

第18条 委員に対する謝金及び旅費等の支給については、別に定める。

第2章 事業の実施方法

第1節 研究開発領域の推進

(研究開発領域等の設置)

第19条 センターに、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成に資する研究開発領域及びその研究開発領域の運営責任者である領域総括を置く。

- 2 センターは、会議の意見を聴いた上で、研究開発領域の設定及び領域総括の選定を行う。
- 3 研究開発領域の設置期間は、原則として6年を超えないものとする。
- 4 センターは、研究開発領域の設定にあたっては、広く多分野多方面の関与者の参画を得て、解決すべき社会問題の重要性、解決の見通し等について、十分な調査検討を行うものとする。
- 5 センターは、会議の意見を聴いた上で、研究開発領域の専門的事項について領域総括への助言を求めため、研究開発領域に領域アドバイザーを置く。
- 6 センターは、領域総括が研究開発領域の運営上必要があると認めるときは、領域総括補佐を置くことができる。

(研究開発領域における研究開発の実施方法)

第20条 研究開発領域における研究開発は、必要に応じて当該研究開発領域に研究開発プログラムを設定し、領域総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、研究開発プロジェクトの提案を具体化するための企画調査（以下「プロジェクト企画調査」という。）を実施することができるものとする。

- 2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プログラムの設定

ア 研究開発領域の目標の達成を図るため、当該研究開発領域に関して広く多分野多方面の関与者の参画を得て行われた、解決すべき社会問題の重要性、解決の見通し等についての十分な調査検討の結果を踏まえて、領域総括は研究開発目標が明確に定められた研究開発プログラムの案を作成する。

- イ センターは、研究開発プログラムについて、アに規定する案に基づき、会議の意見を聴いた上で決定する。
- (2) 研究開発プロジェクトの実施
- ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定
- センターは、研究開発領域または研究開発プログラムごとに研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。領域総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。
- イ 研究開発プロジェクトの実施
- (ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。
- (イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。
- (ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。
- (エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。
- (オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。
- (カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。
- ウ 研究開発プロジェクトの実施期間
- 研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として5年以内とし、研究開発プログラムごとに定める。
- (3) プロジェクト企画調査の実施
- ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定
- センターは、研究開発領域または研究開発プログラムごとに研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査の提案を産学官等の研究者等から広く募集する。領域総括は、応募されたプロジェクト企画調査の提案について、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考する。また、領域総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。
- イ プロジェクト企画調査の実施
- 研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。
- ウ プロジェクト企画調査の実施期間
- プロジェクト企画調査の実施期間は1年以内とし、研究開発プログラムごとに定める。
- エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い
- プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付される

こととする。

(研究者等の雇用)

第21条 機構は、研究代表者が研究開発チームを編成するにあたり、必要に応じて研究者及び研究補助者等を一定期間雇用することができる。

第2節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの推進

(問題解決型サービス科学研究開発プログラムの実施方法)

第22条 センターは、サービス科学的手法により具体的社会問題を解決するための研究開発を推進するため、問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）及びそのサービス科学プログラムの運営責任者であるプログラム総括を置く。

2 センターは、サービス科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括への助言を求めため、サービス科学プログラムにプログラムアドバイザーを置く。

3 センターは、プログラム総括がサービス科学プログラムの運営上必要があると認めるときは、プログラム総括補佐を置くことができる。

(サービス科学プログラムにおける研究開発の実施方法)

第23条 サービス科学プログラムにおける研究開発は、プログラム総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、プロジェクト企画調査を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プロジェクトの実施

ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

(イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。

(ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。

(エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。

(オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。

(カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。

ウ 研究開発プロジェクトの実施期間

研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として3年以内とする。

(2) プロジェクト企画調査の実施

ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定

プログラム総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表

者を選定する。

イ プロジェクト企画調査の実施

研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。

ウ プロジェクト企画調査の実施期間

プロジェクト企画調査の実施期間は1年以内とする。

エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い

プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されることとする。

第3節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの推進

(科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの実施方法)

第24条 センターは、科学技術イノベーション政策において、客観的根拠に基づく合理的なプロセスによる政策形成の実現に資する研究開発を推進するため、科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）及びその政策のための科学プログラムの運営責任者であるプログラム総括を置く。

2 センターは、会議の意見を聴いた上で、政策のための科学プログラムの設定及びプログラム総括の選定を行う。

3 センターは、政策のための科学プログラムの設定にあたっては、国が定める方針等を踏まえるものとする。

4 センターは、政策のための科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括への助言を求めるため、政策のための科学プログラムにプログラムアドバイザーを置く。

5 センターは、プログラム総括が政策のための科学プログラムの運営上必要があると認めるときは、プログラム総括補佐を置くことができる。

(政策のための科学プログラムにおける研究開発の実施方法)

第25条 政策のための科学プログラムにおける研究開発は、プログラム総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、プロジェクト企画調査を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プロジェクトの実施

ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

- (イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。
 - (ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。
 - (エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。
 - (オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。
 - (カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。
- ウ 研究開発プロジェクトの実施期間
研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として3年以内とする。
- (2) プロジェクト企画調査の実施
- ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定
プログラム総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。
- イ プロジェクト企画調査の実施
研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。
- ウ プロジェクト企画調査の実施期間
企画調査の実施期間は1年以内とする。
- エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い
プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されることとする。

第4節 研究開発成果実装支援プログラムの推進

第1款 研究開発成果実装支援プログラムの実施

(研究開発成果実装支援プログラムの実施方法)

第26条 センターは、研究開発成果を活用、展開して、現実の社会問題を解決するため、研究開発成果実装支援プログラム（以下「実装支援プログラム」という。）を置く。

2 実装支援プログラムは、公募により広く提案を募り、研究開発成果を社会に実装する取り組みを支援する公募型（以下「実装支援プログラム（公募型）」という。）及び機構における複数の研究開発成果等を集約・統合し、社会問題の解決に向けて効果的に社会に実装する取り組みを支援する成果統合型（以下「実装支援プログラム（成果統合型）」という。）の方法により推進する。

3 実装支援プログラムに運営責任者であるプログラム総括を置き、実装支援プログラム（公募型）をプログラム総括（公募型）が、実装支援プログラム（成果統合型）をプログラム総括（成果統合型）がそれぞれ担当する。

(実装支援プログラム（公募型）の推進方法)

第27条 センターは、実装支援プログラム（公募型）の実施に必要な専門的事項について、プログラム総括（公募型）への助言を求めため、プログラムアドバイザーを置く。

2 センターは、実装支援プログラム（公募型）の対象となる提案を産学官等の研究者等から

広く募集する。プログラム総括（公募型）は、応募された提案についてプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき実装活動及びその実装の責任者（以下「実装責任者」という。）を選定する。

3 実装責任者は、実装を行う組織において、実装支援プログラム（公募型）における実装活動の実施期間終了後も継続的に実装が実施される状態を実現するために必要な活動を行う。

（実装支援プログラム（公募型）の実施期間）

第28条 実装支援プログラム（公募型）における実装活動の実施期間は3年以内とする。

（実装支援プログラム（成果統合型）の推進方法）

第29条 センターは、事業における研究開発領域又は研究開発領域に属さない研究開発プログラムもしくは事業以外の機構が実施する研究開発等（以下「領域等」という。）から実装支援プログラム（成果統合型）の対象を選定し、選定された対象の領域総括等（事業以外の研究開発等における事業の領域総括等に相当する者又は準ずる者を含む。以下同じ。）は、プログラム総括（成果統合型）と協議の上、領域等から実装支援プログラム（成果統合型）において中核的な役割を担う研究開発プロジェクト（以下「中核プロジェクト」という。）を指名する。指名された中核プロジェクトは、実装活動に関する提案を作成し、当該領域等の領域総括等に提出する。

2 中核プロジェクトの属する領域等の領域総括等は、提出された提案のうち、プログラム総括（成果統合型）との協議を踏まえ、実装支援プログラム（成果統合型）の候補プロジェクトとして承認できるものについては、当該領域等の事後評価（プロジェクト企画調査の事後評価を除く。）を実施する評価委員会（事業以外の研究開発等における当該評価委員会に相当又は準ずるものを含む。以下同じ。）に推薦する。

3 評価委員会は、推薦された提案につき審議し、審議結果を評価委員会所見としてセンターに提出する。

4 センターは、評価委員会の所見を付して会議に諮り、会議の評価結果に基づき、実装支援の対象とするプロジェクト（以下、「実装対象プロジェクト」という）を選定する。

5 センターは、会議の評価結果に基づき、選定された実装対象プロジェクトの実装活動の実施期間に必要な応じて適切な初動期間を設けることができる。初動期間終了後の本格的実装活動への移行については会議に諮り、決定する。

6 センターは、選定された実装対象プロジェクトの責任者である実装代表者を選定する。

7 センターは、実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトのマネジメント及び評価のため、プロジェクト（初動期間にあるものを除く。）ごとにプログラム総括（成果統合型）を議長とするガバナンスボードを置く。

8 センターは、実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトの推進のため、プロジェクト推進アドバイザーを置くことができる。

9 プロジェクト推進アドバイザーの委嘱手続き等については、実装支援プログラム（公募型）のプログラムアドバイザーに適用される規定等を準用する。

（実装支援プログラム（成果統合型）における実装活動の実施期間）

第30条 実装支援プログラム（成果統合型）における実装活動の実施期間は3年以内とする。

第2款 ガバナンスボード

（任務）

第31条 第29条第7項に定めるガバナンスボードの任務は、次のとおりとする。

- (1) 実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトに関するマネジメントを行うこと。
- (2) 実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトの事後評価を実施すること。
- (3) その他前2号に定める事項の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第32条 ガバナンスボードは、実装支援プログラム（成果統合型）プログラム総括である議長及びメンバー7名以内で構成する。

2 メンバーは、外部の有識者の中から理事長が委嘱する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名するメンバーがその職務を代行する。

(任期)

第33条 メンバーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱することができる。また、メンバーが任務を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

(運営)

第34条 ガバナンスボードは、機構の必要に応じて開催するものとし、議長が招集する。

(意見聴取)

第35条 ガバナンスボードは、プロジェクトのマネジメント、評価等に係る専門的事項について、構成員以外の外部の有識者（以下「外部有識者」という。）の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(謝金等)

第36条 メンバー及び外部有識者には、別に定めるところにより謝金、旅費等を支給することができる。

(秘密保持義務)

第37条 メンバー及び外部有識者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5節 領域アドバイザー等

(任務)

第38条 第19条第5項に定める領域アドバイザー及び第22条第2項、第24条第4項及び第27条に定めるプログラムアドバイザー（以下「領域アドバイザー等」という。）の任務は、次のとおりとする。

(1) 領域アドバイザー

ア 研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の選考において意見を述べること。

イ 領域総括が行う研究開発領域の運営に協力すること。

ウ その他研究開発領域の専門的事項について領域総括へ助言を行うこと。

(2) サービス科学プログラムにおけるプログラムアドバイザー

ア 研究開発プロジェクトの選考において意見を述べること。

イ プログラム総括が行うサービス科学プログラムの運営に協力すること。

ウ その他サービス科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括へ助言を行うこと。

(3) 政策のための科学プログラムにおけるプログラムアドバイザー

- ア 研究開発プロジェクトの選考において意見を述べること。
 - イ プログラム総括が行う政策のための科学プログラムの運営に協力すること。
 - ウ その他政策のための科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括へ助言を行うこと。
- (4) 実装支援プログラム（公募型）におけるプログラムアドバイザー
- ア 実装活動の選考において意見を述べること。
 - イ プログラム総括（公募型）が行う実装支援の運営に協力すること。
 - ウ 採択した実装活動の事後評価において意見を述べること。
 - エ その他実装支援プログラム（公募型）の専門的事項についてプログラム総括（公募型）へ助言を行うこと。

(委嘱等)

第39条 領域アドバイザー等は、領域総括又はプログラム総括に対し適切な助言を行うための専門性を有している者の中から、センター長の要請に基づき理事長が委嘱又は任命（以下「委嘱等」という。）する。

(任期)

第40条 領域アドバイザー等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱等することができる。また、領域アドバイザー等が任務を終了したと認められるときは、委嘱等を解くことができる。
- 3 領域アドバイザー等に対する手当、旅費等の支給については別に定める。

(秘密保持等)

第41条 領域アドバイザー等の秘密保持、外部発表、特許取扱等については、研究者に係る諸規程を準用する。

第3章 事業の評価

第1節 通則

(評価方法等)

第42条 事業に係る評価は、事業に係る評価実施に関する規則（平成15年達第44号）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(評価の基本方針)

第43条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第44条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

- 2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 被評価者と親族関係にある者
 - (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
 - (3) 緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、

あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合

(被評価者への周知)

第45条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第46条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第2節 研究開発領域に係る評価

第1款 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第47条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発領域の期間が5年を超える場合に研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第48条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発領域
 - a 第43条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
 - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。
 - イ 領域総括
 - a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
 - b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。
- (3) 評価者
会議が行う。
- (4) 評価の手続き

センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第49条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第19条に規定する研究開発領域毎に設置する評価委員会（以下「領域評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第50条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 研究開発領域における研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第51条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プログラムの設定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3

～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第52条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第53条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラム

a 第48条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。

b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。

c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。

(3) 評価者

会議が行う。

(4) 評価の手続き

センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第48条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第54条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第55条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プログラムの達成状況
 - イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者

領域評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3款 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第56条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 中間評価

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (4) 追跡評価

研究開発終了後一定期間を経過した後に実施する。

(事前評価)

第57条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
 - a 第53条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に沿った研究開発提案であること。
 - b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。
 - イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第 58 条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

- ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
- イ 研究開発成果の現状と今後の見込
- ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第 59 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

- ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
- イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性
- ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況
- エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第60条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4款 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第61条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第62条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査

第53条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に沿った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ プロジェクト企画調査計画

定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第63条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 サービス科学プログラムに係る評価

第1款 サービス科学プログラムの評価

(評価の実施時期)

第64条 サービス科学プログラムの評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第65条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
 - イ 研究開発成果の現状と今後の見込なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
第22条に規定するサービス科学プログラムの評価委員会（以下「サービス科学プログラム評価委員会」という。）が行う。
- (4) 評価の手続き
サービス科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第66条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
研究開発終了後一定期間を経過した後に実施する。

(事前評価)

第67条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
 - a サービス科学プログラムの目的に沿った研究開発提案であること。
 - b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、プロジェクト企画調査として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第68条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

サービス科学プログラム評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第69条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、サービス科学プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3款 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第70条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第71条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4節 政策のための科学プログラムに係る評価

第1款 政策のための科学プログラムの評価

(評価の実施時期)

第72条 政策のための科学プログラムの評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第73条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第24条に規定する政策のための科学プログラムの評価委員会（以下「政策のための

科学プログラム評価委員会」という。)が行う。

(4) 評価の手続き

政策のための科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第74条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

研究開発終了後一定期間を経過した後に実施する。

(事前評価)

第75条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

政策のための科学プログラムの目的に沿った研究開発提案であること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、プロジェクト企画調査として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第76条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況
 - ウ その他なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
政策のための科学プログラム評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第77条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、科学技術イノベーション政策形成への波及効果）
 - イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果
 - ウ その他なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
 - ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
 - イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
 - ウ 評価は、政策のための科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3款 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第78条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第79条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況
なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第5節 実装支援プログラムに係る評価

第1款 実装支援プログラム（公募型）の評価

（評価の実施時期）

第80条 実装支援プログラム（公募型）に係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
実装支援終了後一定期間を経過した後に実施する。

（事前評価）

第81条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 実装支援の対象
 - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。
 - b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。
 - c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること。
- イ 実装責任者
実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。
- ウ 実装計画
 - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。

- b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。
 - c 適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括（公募型）がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第 82 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 実装支援の目標の達成状況
イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性
なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
プログラム総括（公募型）がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第 83 条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的
実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 実装の継続的な実施状況や発展状況
イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果
ウ その他
なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。
イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

第2款 実装支援プログラム（成果統合型）の評価

（評価の実施時期）

第84条 実装支援プログラム（成果統合型）に係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
実装支援対象プロジェクト及び実装代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
実装支援終了後一定期間を経過した後に実施する。

（事前評価）

第85条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
実装支援対象プロジェクト及び実装代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 実装支援の対象
 - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が明確であること。
 - b 複数の研究開発成果を活用し、関与者の役割も含めた包括的かつ具体的な提案となっていること。
 - c 実装支援による成果とそれによる効果が明確化されていること。
 - イ 実装代表者
実装支援の代表者として、その活動に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 実装促進計画
 - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。
 - b 実装支援終了後の実装の継続及び発展の展望・道筋が示されていること。
 - c 適切な実施体制、実施規模であること。

なお、領域総括等の推薦あるいは評価委員会からの所見において、初動期間の設置が適切であると表明された場合、評価項目及び基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

また、初動期間終了後の本格的実装活動への移行の際の評価項目及び基準についても同様とする。
- (3) 評価者
会議が行う。
- (4) 評価の手続き
提出された実装支援の提案について、評価者が評価を行う。

（事後評価）

第86条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

各実装支援対象プロジェクトのガバナンスボードが行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第87条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装の継続的な実施状況や発展状況

イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

第6節 領域・プログラム評価委員会

(任務)

第88条 第3条第2項に定める領域・プログラム評価委員会は、センターの活動に関し、次に掲げる事項について審議する。

(1) 中間評価に関すること。

(2) 事後評価に関すること。

(3) 当該領域又は研究開発プログラムにおける実装支援プログラム（成果統合型）プロジェクト案に関わる評価に関連すること。

(4) その他前各号に定める事項の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第89条 各領域・プログラム評価委員会は、委員長及び委員15名以内をもって構成する。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員は、外部の有識者の中から理事長が委嘱する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

5 委員長は、必要に応じて外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第90条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第91条 領域・プログラム評価委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

2 分科会は、必要に応じて開催するものとし、主査が招集する。

(評価基準)

第92条 評価の基準及び方法については別に定めるところによる。

(謝金等)

第93条 委員には別に定めるところにより謝金及び旅費を支給することができる。

(秘密保持義務)

第94条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第95条 この規則に定める事項のほか、領域・プログラム評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第4章 事業の運営及び報告等

(運営)

第96条 領域総括及びプログラム総括は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図るため、多分野多方面の関与者の広範な参画により、研究開発又は実装活動が効果的に行われるよう、適切かつ柔軟な運営を行う。

(成果の取扱い)

第97条 成果については、知的財産権等の確保に努めることとし、その帰属等については別に定める。また、成果を公表し、広く利用されるよう普及に努める。

(実施状況等の報告)

第98条 センターは、定期的に領域総括及びプログラム総括より進捗状況等に関する報告を求める。

(会議への報告)

第99条 センターは、会議に対し研究開発及び実装活動の進捗状況及び終了の報告等を行うものとする。

第5章 雑則

(事務)

第100条 事業に係る事務は、センター企画運営室が担当する。

(その他)

第101条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則 (平成18年11月22日 平成18年規則第72号)

この規則は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業の実施に関する

規則の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年規則第75号）

この規則は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年規則第117号）

この規則は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成22年4月14日 平成22年規則第88号）

この規則は、平成22年4月14日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業の実施に関する規則の規定は、平成22年4月6日より適用する。

附 則（平成23年3月28日 平成23年規則第38号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日 平成23年規則第88号）

この規則は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年5月25日 平成23年規則第91号）

この規則は、平成23年5月25日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 平成24年規則第97号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日 平成25年規則第61号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月31日 平成25年規則第118号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に選任した各委員会の委員、社会技術研究開発主監、領域総括、プログラム総括その他この規則に定めのある者（以下「委員等」とする。）は、改正後の相当規定に基づいて選任されたものとみなす。ただし、任期は、施行日における残存期間と同一の期間とする。

3 施行日前にした委員等の審議その他の権限の行使は、当該権限の行使がされた日に、改正後の相当規定に基づいてした権限の行使とみなす。

4 施行日前にした契約、手続きその他の行為は、当該行為がされた日に、新規則及び関連例規の相当規定によってした契約、手続きその他の行為とみなす。